

公立大学法人敦賀市立看護大学役員退職手当規程

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）の理事長及び理事（非常勤の者を除く。以下「役員」という。）に対する退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程に規定する退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、役員としての在職期間1月につき、退職した日におけるその者の給料の月額に100分の12.5を乗じて得た額に100分の87を乗じて得た額とする。

2 前項の退職手当の額は、敦賀市公立大学法人評価委員会敦賀市公立大学法人評価委員会（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項の規定に基づき、敦賀市に設置された地方独立行政法人評価委員会をいう。）が行う業務評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の業務実績に応じてこれを増額し、又は減額した額とすることができる。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、役員としての引き続いた在職期間とする。

2 前項に規定する在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 前項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(職員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に関する特例)

- 第5条 役員が引き続いて職員（公立大学法人敦賀市立看護大学職員退職手当規程（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第10号。以下「退職手当規程」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。
- 2 職員が引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
  - 3 役員が引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて再び役員となった場合の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。
  - 4 第2項又は前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、退職手当規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料の月額及び退職手当の調整額については、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が定めるものとし、第2項または前項の役員としての引き続いた在職期間を退職手当規程第17条に規定する在職期間とみなす。

（敦賀市職員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例）

- 第6条 役員のうち、理事長の要請に応じ、敦賀市職員（敦賀市職員等の退職手当に関する条例（昭和30年敦賀市条例第19号。以下「退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて敦賀市職員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 敦賀市職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当条例の規定による退職手当を支給されないで、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の敦賀市職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
  - 3 第1項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて敦賀市職員となった場合又は役員が前項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて敦賀市職員となった場合においては、第2条の規定にかかわらず、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
  - 4 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（第3項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、退職手当規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料の月額及び退職手当の調整額については、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が定めるものとし、第2項または前項の役員としての引き続いた在職

期間を退職手当規程第17条に規定する在職期間とみなす。

- 5 第2項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に敦賀市職員に復帰し敦賀市職員として退職したと仮定した場合の退職手当条例を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料の月額及び退職手当の調整額については、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が定めるものとし、第1項の役員としての引き続いた在職期間を同条例第7条に規定する在職期間とみなす。

（再任等の場合の取扱い）

第7条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときの在職期間については引き継がないものとし、それぞれの任期ごとに退職手当を支給するものとする。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条及び前条の規定に該当する役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職に任命されたときは、在職期間を引き継ぐものとし、退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（敦賀市職員又は職員から引き続き役員となった者の退職手当の特例）

第8条 第5条及び第6条に規定する役員が、その者が敦賀市職員又は職員であった場合の定年に達した日以後における最初の3月31日を超えて引き続き役員として在職する場合の退職手当については、第2条から前条までの規定にかかわらず、理事長が定める。

（敦賀市職員を退職して役員となった者の退職手当の特例）

第9条 役員のうち、敦賀市職員を退職し、退職手当条例の規定により退職手当の支給を受けている者には、この規程による退職手当は支給しない。

（端数処理）

第10条 この規程により計算した報酬の額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、退職手当の支給方法等については、退職手当規程の適用を受ける職員の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。